

入 札 公 告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和８年度本予算が成立し、予算示達
がなされることを条件とするものである。

今回の業務に参加可能な実績を有し、業務拠点の参加条件を満たす者は、２８０者以上が見込ま
れる。

令和７年１２月１８日

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局 熊本河川国道事務所長 和田 賢哉

１．業務概要

(１) 業 務 名 令和８・９年度 阿蘇立野ダム管理支援業務（電子入札及び電子契約対象案
件)

(２) 業務目的 本業務は、ダム、貯水池及び関連施設等に関する操作、監視、データ整理、資
料作成及び情報連絡等、ダム管理業務の支援を行うものである。

なお、本業務対象施設は阿蘇立野ダムで、業務発注担当部署及び操作方式は、
入札説明書の別紙－１の「業務発注担当部署及び対象施設」を参照。

(３) 業務の内容

本業務は、以下に掲げる業務を行うものである。

なお、発注者受注者間の指示及び承諾行為は、受注者の管理技術者に対して行うため、実
施する担当技術者は管理技術者の管理下において、業務を行うものである。

- １) ダム等の操作支援
- ２) ダム等の監視支援
- ３) ダム等のデータ整理
- ４) ダム等の資料作成支援
- ５) その他施設等管理支援
- ６) 調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務
- ７) 巡視・監視車両等

(４) 業務スライドの試行

本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金
等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて（試行）」（令和７年１２月３日付
国官技３０９号、国官総第１８２号、国営整第１４１号、国港総第５０１号、国港技第７８
号、国空予官第９９１号、国空空技第３７９号及び国空交企第２６７号）の試行業務である。

なお、詳細については、特記仕様書によるものとする。

(５) 技術提案に関する要件

業務を実施するにあたっては以下の視点から競争参加資格確認申請書等を提出する者（以

下「競争参加資格確認申請者」という。)は創意工夫を発揮し、各提案を行うものとする。

1) 業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

2) 留意点を踏まえた技術提案

競争参加資格確認申請者は、下記の留意点を踏まえた技術提案を行うこととする。

留意点：業務対象ダム の出水時、地震発生時における的確な業務実施、体制確保に向けた着眼点及び留意点について

(6) 成果品について

成果品は以下のとおりとする。

- ・ 特記仕様書第 10 条に係る業務で作成した資料及び報告書類 1 式
- ・ 共通仕様書第 5003 条に基づき提出した資料 1 式
- ・ 打合せ記録簿 1 式
- ・ 業務日誌（ダム管理支援業務 B）1 式

(7) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

ただし、履行開始日は落札予定者決定日の翌日から起算して 14 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する休日を含む。）以降とするが、令和 8 年 4 月 1 日から履行開始日までの間に開始可能となった場合は受発注者間で協議するものとする

なお、契約日は、令和 8 年 4 月 1 日までに令和 8 年度予算が成立した場合は令和 8 年 4 月 1 日とし、令和 8 年 4 月 2 日以降に成立した場合はその成立日とする。

- (8) 本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、予定価格が 500 万円以上に該当する業務については、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。
- (9) 本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えることができる。
- (10) 本業務は、発注者が競争参加資格確認申請書を提出した者から、本業務の積算に必要な業務費の一部について見積書を求める業務である。なお、見積書の提出は、競争参加資格確認申請書提出後に、発注者より別途通知する依頼書により行う。
- (11) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とすることができるものとする。
- (12) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。
- (13) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

2. 入札参加資格

2-1. 単体企業

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
なお、落札決定の日時点において認定されていない者のした入札は、競争に参加する資格を有しない者のした入札として、当該入札を無効とする。
- (3) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

2-2. 設計共同体

2-1. に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和7年12月18日付け九州地方整備局長）に示すところにより、九州地方整備局長から令和8・9年度阿蘇立野ダム管理支援業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を当該業務の落札決定の日までに受けているものであること。

ただし、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取り扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の7の設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取り扱いにおける申請期限の特例については、「特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取り扱いについて」（平成10年3月9日付け建設省厚契発第18号、建設省技調発第63号、建設省営建発第22号）を準用し、令和8年2月19日とする。

なお、構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな設計共同体の結成を行う場合及び残余の構成員が単独により競争参加確認申請書を提出する場合は、令和8年1月22日までは競争参加確認申請書の再提出は認めるものとするが、提出期限以降の競争参加確認申請書の再提出は認めない。

設計共同体の認定可否の取り扱いについては別紙-5のとおりである。

2-3. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意志、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。）に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。1) については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 号に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
イ 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ・会社法第 2 条第 1 1 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ・会社法第 2 条第 1 2 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ・会社法第 2 条第 1 5 号に規定する社外取締役
 - ・会社法第 3 4 8 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
ロ 会社法第 4 0 2 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
ハ 会社法第 5 7 5 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 5 9 0 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
ニ 組合の理事
ホ その他業務を執行する者であって、イからニまでに掲げる者に準ずる者
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 6 4 条第 2 項又は会社更生法第 6 7 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-4. 競争参加資格確認申請者に関する要件

(1) 中立公平性に関する要件

- ・本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。

- ・発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む。）をしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。
- ・資本面・人事面で関係があるとは、次の１）又は２）に該当するものをいう。
 - １）一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている場合。
 - ２）一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

（２）誓約書の提出

上記（１）及び６．（６）における中立公平性が確認できる誓約書若しくは資料の写しを競争参加資格確認時に提出することとする。なお、誓約書の提出期限は競争参加資格確認申請書と同様の扱いとする。

（３）業務実施体制に関する要件

- ・競争参加資格確認申請者は、当該業務対象施設の都道府県内に業務拠点（予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ。）を有するものであること。（対象施設が複数の都道府県にまたがる場合は、そのいずれかの都道府県に業務拠点を有すること。）
- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- ・設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

（４）業務実績に関する要件

- ・競争参加資格確認申請者は、平成２３年度以降に完了した以下に示す業務（令和７年度完了予定も対象に含む。）において、１件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が６０点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理業務（河川又は道路）、行政事務補助業務、ＣＭ業務、ＰＦＩ事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務（河川又は道路）、調査検討・計画策定業務（河川又は道路）、管理施設調査・運用・点検業務（河川又は道路）、測量業務、地質調査業務。

２－５．配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

（１）配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）
- ・１級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会１級土木技術者
- ・ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（※１）（技術士（建設部門）と同様の部門に限る）
- ・河川法第５０条第１項の管理主任技術者の経験を５年以上有する者
- ・河川法施行規則第２７条の２第１項第１号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合

格あるいは第2号の研修を修了した者

- ・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者
- ・河川又は道路関係の技術的行政経験を20年以上有する者（※2）

※1「RC CMと同等の能力を有する者」とは、RC CM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者。

※2「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

※外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRC CM相当との国土交通大臣認定（不動産・建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、競争参加資格確認申請書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには競争参加資格確認結果の通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

（2）配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

配置予定管理技術者は、平成23年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和7年度完了予定も対象に含む。）において、1件以上の実績を有すること。

ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合の実績及び照査技術者としての実績は認めない。

業務実績には、平成23年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

- 1）同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、それらが発注した公物管理補助業務（河川、ダム）（類する業務を含む。）、発注者支援業務、大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務（河川、ダム）（類する業務を含む。）、発注者支援業務（類する業務を含む。）（※1）
- 2）類似業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した調査検討・計画策定業務（河川、ダム）、管理施設調査・運用・点検業務（河川、ダム）、土木設計業務（河川、ダム）の予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者又は主任技術者の業務

※1「類する業務」とは、公益民間企業等が発注する同等の内容の業務を指す。

また、上記の期間に、出産・育児等による休業期間（以下、出産・育児等による休業）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。この場合においては、休業を取得したことを証明

する書面を添付することとする。

(3) 直接的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の受注者と直接的雇用関係がなければならない。

直接的雇用関係が確認できる資料を「様式－１２」に添付すること。
競争参加資格確認申請書の提出期限までに競争参加資格確認申請者と配置予定管理技術者の間において直接的雇用関係が成立していない場合は、契約締結日までに直接的雇用関係が成立する旨の誓約書を提出するものとする。なお、誓約書の提出期限は競争参加資格確認申請書と同様の扱いとする。

(4) 手持ち業務量

・配置予定管理技術者は、令和８年４月１日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が令和８年３月３１日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務を実施している場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。なお、設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額とする。以下、同じ。）が５億円未満かつ１０件未満であること。ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者として従事している契約金額が５００万円以上の業務をいう。

令和８年４月１日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を５億円未満から２．５億円未満に、件数を１０件未満から５件未満にするものとする。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額５億円、件数で１０件（令和８年４月１日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には契約金額で２．５億円、件数で５件。手持ち業務が複数年契約の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額を手持ち業務量として計上する。なお、設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額とする。）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の１）から３）までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

なお、手持ち業務の基準日である令和８年４月１日現在は、令和８年度予算成立が令和８年４月２日以降となった場合は、予算成立日とする。

- １）当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ２）当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ３）手持ち業務量が当該業務の入札説明書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

2－6．配置予定担当技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定担当技術者の資格等

- 1) 以下のいずれかの資格等を有するもの。なお、1つの履行場所（業務対象事務所等）において、担当技術者を複数配置する場合、うち1名については、資格を満たす必要はない。
- ・河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を修了した者
 - ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）、技術士補（建設部門）
 - ・1級土木施工管理技士、1級土木施工管理技士補又は2級土木施工管理技士
 - ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者
 - ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（※1）（技術士（建設部門）と同様の部門に限る。）
 - ・河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者
 - ・河川又は道路関係の技術的行政経験（※2）を5年以上有する者
 - ・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者
 - ・2－5（2）の「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務」の実務経験が1年以上の者（※3）

なお、1.(3).6) 調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務にもつぱら従事する者については、上記における資格要件を要しない。

※1 「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者。

※2 「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

※3 複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば、実務経験を有するものとして判断する。

2) 1) の予定担当技術者とは別に以下のいずれかの資格等を有するもの。

- ・技術士（総合技術監理部門－電気電子又は電気電子部門）、技術士補（電気電子部門）
- ・1級電気工事施工管理技士、1級電気工事施工管理技士補又は2級電気工事施工管理技士
- ・1級電気通信工事施工管理技士、1級電気通信工事施工管理技士補又は2級電気通信工事施工管理技士
- ・第一種電気工事士又は第二種電気工事士
- ・第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者
- ・電気通信主任技術者（伝送交換主任技術者又は線路主任技術者）
- ・第一級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者
- ・RCCM 又は RCCM と同等の能力を有する者（※1）（技術士（電気電子部門）と同様の部門に限る）
- ・河川又は道路関係の電気通信設備関係の技術的行政経験（※2）を5年以上とする者

- ・ 2－5（2）の「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務」の実務経験（電気通信分野）が1年以上の者（※3）

なお、1.(3).6) 調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務にもっぱら従事する者については、上記における資格要件を要しない。

※1 「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者。

※2 「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

※3 複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば、実務経験を有するものとして判断する。

2－7. 競争参加資格確認申請書等に関する要件

競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記（2）総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。
- 3) 上記において、落札となるべき評価値が同値である者が2人以上あるときは、電子入札システムの電子くじにて落札者を決める。

(2) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の満点）×（1－入札価格／予定価格）

価格評価点の満点は30点とする。

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記①、②、③、④、⑤、⑥の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。ただし、④については本業務の予定価格が500万円以上の場合に評価項目とする。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

- ① 予定技術者の経験及び能力
- ② 実施方針
- ③ 技術提案
- ④ 技術提案等の履行確実性
- ⑤ 賃上げの実施に関する評価
- ⑥ ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = (技術評価点の満点) × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計 = (①に係る評価点) + (技術提案評価点) × (④の評価に基づく履行確実性度) + (⑤に係る評価点) + (⑥に係る評価点)

技術提案評価点 = (②に係る評価点) + (③に係る評価点)

4) 総合評価は、入札者の申し込みに係る上記①、②、③、④、⑤、⑥により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値(評価値)をもって行う。

4. 品質確保基準価格

- (1) 予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務においては、品質確保の観点から九州地方整備局が定めた価格(以下「品質確保基準価格」という。)により、その価格を下回った場合は、「3(1) 落札者を決定するための基準 2)」と同様の調査を行うものである。
- (2) 「3(1) 落札者を決定するための基準 2)」に記載されている「予決令第85条に基づく調査基準価格」は「品質確保基準価格」に、「予決令第86条の調査」は「品質確保基準価格調査」と読み替えて適用する。
- (3) 品質確保基準価格の算出方法は、予決令第85条に基づく調査基準価格に準じて算出するものとする。

5. 入札手続等

(1) 担当部局

〒861-8029 熊本県熊本市東区西原1丁目12番1号

九州地方整備局 熊本河川国道事務所 経理課 契約係

電話 096-382-1127

FAX 096-382-0618

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。なお、インターネットに接続できない場合は、下記3)でも交付する。

入手方法：

1) 電子入札システムにより入手

運用及び操作の詳細については以下のアドレスを参照のこと。

アドレス：https://www.e-bisc.go.jp/pdf/download/dlsousa_o.pdf

2) 交付期間

令和7年12月18日（木）から令和8年2月26日（木）までのうち、閉庁日を除く毎日9：00から17：00までとする。

3) 交付の担当部局

下記①に電話又はFAXにより申し込むこと。ただし、FAXによる場合は、着信確認を行うこと。

①申し込み先：上記（1）と同じ。

②受付方法：交付期間内に必着で、切手を添付した返信用封筒及びCD等を同封し、上記（1）へ郵送すること。CD等に複製したものを折り返し郵送する。

（3）競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

令和7年12月18日（木）から令和8年1月22日（木）17：00までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）する場合は、令和8年1月22日（木）17：00までに上記（1）に必着とする。

（4）競争参加資格確認申請書等に関する書類審査の実施

書類審査では申請書類に記載された内容の確認を行う。また、必要に応じ、以下の項目についてヒアリングを実施する場合がある。

① 実施場所：九州地方整備局 熊本河川国道事務所 4階 小会議室

②実施期間：令和8年1月23日（金）～令和8年2月10日（火）

③ヒアリング時間：別途通知

④出席者：配置予定管理技術者

⑤ヒアリングにおける質疑応答内容

ヒアリングでは競争参加資格確認申請書等に記載された以下の事項について質疑応答を行う。また、その結果について評価項目の得点に反映させる。

- ・配置予定管理技術者の経歴について
- ・配置予定管理技術者の業務実績について
- ・実施方針について
- ・技術提案について

⑥ヒアリング時の追加資料は受理しない。

⑦提出される競争参加資格確認申請書等において、競争参加資格が明らかに無いと判断される場合、又は内容が殆ど記載されていない、又は提案内容が判断できない場合はヒアリングは実施しない。

（5）競争参加資格確認の通知日

競争参加資格の有無の通知は令和8年2月16日（月）を予定する。

（6）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙に

より持参すること。

- ・電子入札システムによる入札の締め切りは、令和8年2月26日（木）17時00分
- ・紙により持参の場合は、令和8年2月26日（木）17時00分
- ・開札は、令和8年2月27日（金）14時30分

〒861-8029 熊本県熊本市東区西原1丁目12番1号

九州地方整備局 熊本河川国道事務所 入札室 にて行う。

6. その他

（1）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 免除

（3）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（4）契約書作成の要否 要

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項として添付する。

（5）関連情報を入手するための照会窓口 上記5.（1）に同じ。

（6）本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。なお、「工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請け（測量・地質調査業務も含む。）としての参加をいう。

・資本面・人事面で関係があるとは、次の1）又は2）に該当するものをいう。

- 1）一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
- 2）一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

（7）本業務にかかる落札決定及び契約締結は、令和8年4月1日とするが、当該業務にかかる令和8年度予算成立が令和8年4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

なお、本件入札にかかる開札は、落札決定を保留した上で行うものであり、落札の決定及び契約の締結は令和8年4月1日とする。ただし、当該業務にかかる令和8年度予算成立が令和8年4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。

また、本業務は、「履行確実性」の審査が完了次第、落札予定者決定の通知を行う。

（8）履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合があ

る。

- (9) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も競争参加資格確認申請書を提出することができる。この場合において、2. 2-1. (1) 及び(3) から(6)、2-3. から2-7. までに掲げる事項を満たしているときは、落札決定の日において2. 2-1. (2) 若しくは2. 2-2. に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けたものが競争に参加するためには、落札決定の日において2. 2-1. (2) 若しくは2. 2-2. に掲げる事項を満たしていなければならない。
- (10) 詳細は入札説明書による。